

**自動車のルールも変わりました**

- ◆後部座席シートベルトの着用義務化  
今まで努力義務とされていた後部座席シートベルトの着用が義務付けられ、助手席以外もシートベルトを装着しない者を乗車させて運転してはならないこととなりました。
- ◆75歳以上の高齢運転者に対する標識の表示義務  
今まで70歳以上の方に対して努力義務となっていた高齢運転者標識の表示が、75歳以上の方に対して義務付けられることとなりました。  
なお、70歳以上75歳未満の方に対しては、今までどおり努力義務となっています。
- ◆聴覚障害者標識の表示等  
聴覚に障がいをお持ちの方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通自動車免許に限って取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が自動車を運転する場合は、「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を表示した自動車に対する幅寄せ等は禁止されています。

**迷惑です！ 放置自転車**

**自転車を放置するのはやめましょう！**

駅周辺の道路、歩道、駅前広場等に放置自転車が多く見受けられます（写真参照）。市では市内の8つの駅の周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車指導員による指導・啓発を行っています。

放置自転車により、歩行スペースが狭くなり、歩行者（特に車いす利用者、高齢者、子ども）をはじめ多くの人の通行の妨げになります。点字ブロック上の放置は、視覚に障がいをお持ちの方にとってたいへん危険です。

また、緊急時（火災・救急・警察等の緊急車両の通行）の道路機能が失われる危険性があり、まちの景観を損なう要因にもなっています。

放置自転車をなくすためには、皆さん一人ひとりの心がけが大切です。自転車を利用する方は、市営自転車駐車場（月ぎめ駐車・一時利用駐車）か民間駐輪場などをご利用ください。

なお、放置自転車は市の条例に基づき撤去しています。撤去された自転車を引き取る際には、撤去・保管手数料（1,000円）をお支払いいただきます。

◎自転車放置禁止区域（放置自転車禁止マーク設置／上図）や、市営自転車駐車場の場所などは市役所2階交通安全課、または市ホームページ（「放置自転車」で検索）をご案内しています。

# 自転車の通行 等に関するルールが改正されました

## ～自転車は車道（左端）通行が原則です～



### ◆原則◆

自転車を運転するときは、車道の左端を通行します



### ●自転車が歩道を通行できる例●



自転車は、ルールやマナーを守って、安全に乗りましょう。また、歩行者や車の運転者も自転車のルールを理解して、事故を未然に防ぎましょう。今回、6月に施行された改正道路交通法の中から、特に自転車の通行に関して皆さんにお知らせします。※問い合わせ 交通安全課（☎2998-9140・fax2998-9162）

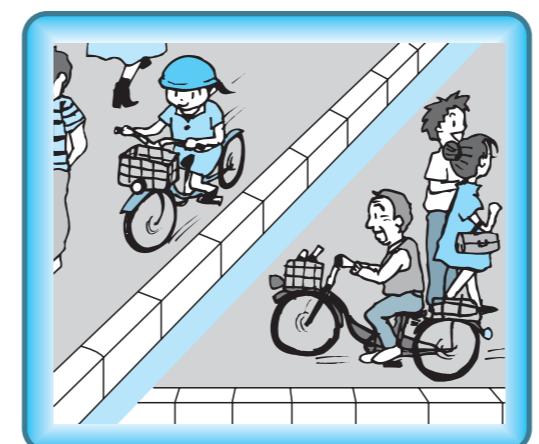
### 自転車安全ルール



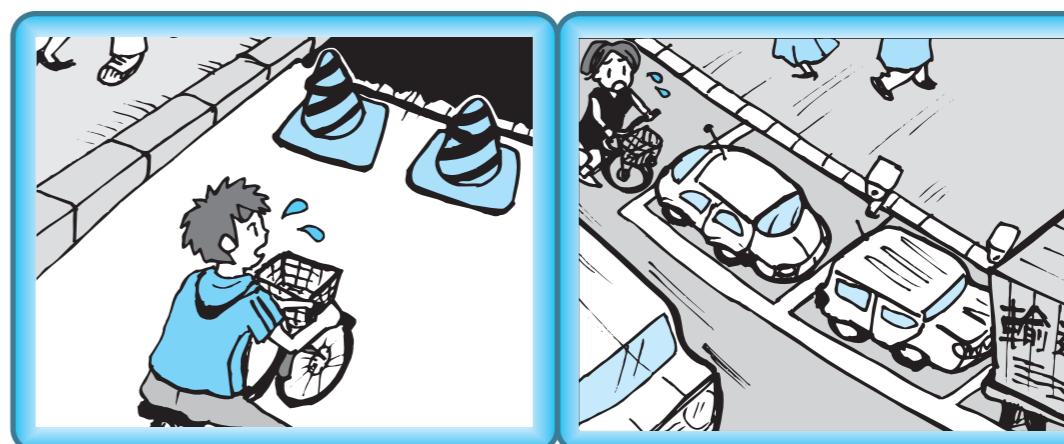
■自転車事故でも責任を問われる場合があります

- ◆民事上の責任…交通事故によって他人を死亡させたり、けがをさせたりした場合「損害賠償」という形で金銭上の責任が問われます。
- ◆刑事上の責任（道路交通法）…交通事故に対する刑罰には懲役、禁固、罰金、科料の4つの種類があります。

■例② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者および身体に障がいをお持ちの方が運転するとき



■例③ 車道・交通の状況からみて自転車の安全な通行を確保するため、やむを得ないとさ（道路工事や連続した駐車車両で左端を通行できない場合等）



### 自転車のルールを守ろう

### 自転車事故の原因

自転車事故の原因は、多い順

に、一時停止、安全不確認、

ハンドル操作不適（下り坂でブレーキをかけない等）、

信号無視、脇見となっています。

### 交通指導員による交通安全教室（美原小学校）



### 市内の自転車事故防止対策

市では、子どもや高齢者に対する「自転車運転免許制度」を設けたり、各小学校の交通安全教室で自転車の安全な乗り方やルールを指導したりしています。